

魚つき保安林について

・魚つき保安林とは

水面に対する森林の陰影の投影、魚類等に対する養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の生息と繁殖を助ける。

・お林展望公園の保安林の範囲は

別紙保安林地図のとおり。ただし公図上に地目を当てはめた資料であり、実際に測量を行っていないため、境界線の位置が変動する可能性がある。なお現在、真鶴町では測量を行う予定はありません。

・魚つき保安林内での制限とは

1. 工作物の設置

原則禁止だが公共性が高く他に適地を求めえないもの(道路等)や森林環境上必要なもの(作業道)は許可される場合がある。観光施設の建築は限りなく不可

2. 事前許可が必要な制限を受ける行為

※森林機能に影響がある場合は不許可となる場合がある

- (1) 立木の伐採
- (2) 立木の損傷
- (3) 家畜の放牧
- (4) 下草・落葉・落枝の採取
- (5) 土石・樹根の採掘
- (6) 開墾その他の土地の形質の変更

以上の点から魚つき保安林に指定されているエリアを森林以外の用途で使用することは限りなく不可能。何らかの理由で魚つき保安林内に木が存在しない場合は植樹を行い森林に再生する必要がある(別紙保安林地図真鶴町真鶴 1178-10、13、14 が該当)。

・お林展望公園内における魚つき保安林エリアの今後の扱い

植樹を行い、長期的な森林を再生する過程の中で既存施設の利活用を行う。なお管理棟については建て替えや増築は不可能。